

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年11月9日京都市条例第20号）（環境政策局事業系廃棄物対策室）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、本市が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格を条例で定めなければならないこととなったことに伴い、当該資格を定めることとしました。

2 その他規定を整備することとしました。

この条例は、平成24年11月9日から施行することとしました。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年11月9日

京都市長 門川 大作

京都市条例第20号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第22条の2」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

(本市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格)

第22条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項に規定する資格とする。

附則第3項から第5項までを削り、附則に次の2項を加える。

(関係省令の規定の引用に関する経過措置)

3 第22条の2の規定の適用に関する経過措置は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「関係省令」という。)及び関係省令の全部又は一部を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(検討)

4 本市は、第22条の2の規定において引用する関係省令の規定が改正されたときは、速やかに、同条の規定の改正の要否を検討し、その結果に基づき、本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(環境政策局事業系廃棄物対策室)